

平成 29 年度 監査計画

1 基本方針

監査及び検査等の執行に当たっては、監査事務実施要領別記第 1 及び第 2 に定める監査事項及び着眼点の基準並びに次の事項を基本として実施する。

- (1) 財務及び事務の執行が法令、条例、規程、予算等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。
- (2) 指導的監査を第一義とし、厳正かつ公平に行い、違法、不当行為等の防止及び事務事業の改善に資する。
- (3) 前回の監査で指摘又は指導した事項については、十分に留意する。

2 実施方法

(1) 定期監査

ア 留意事項

- (ア) 監査は、照合、比較、分析等の方法により、実態の把握に努める。
- (イ) 予算経理及び収入、支出事務における適確性、経済性を追求する。
- (ウ) 事務事業の合法性、妥当性を追求する。
- (エ) 事務事業の合理的かつ能率的な執行を追求する。
- (オ) 前回の指摘事項に対する改善状況を調査する。
- (カ) 指摘に当たっては、計数的及び法的根拠を明確にする。

イ 重点項目

- (ア) 事務事業の管理、執行の体制は十分であるか。
- (イ) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適切に行われているか。
- (エ) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (オ) 契約事務は適正に行われているか。
- (カ) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。

るか。

(キ) 改良工事、維持工事、業務委託等施設管理業務は、適切に行われているか。

(ク) 事務処理の効率化は進んでいるか。

(ケ) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

(2) 出資団体監査

神奈川広域水道サービス株式会社に関して、所管部課及び当該会社に係る資金の出納状況並びに事業運営が適正かつ効率的に行われているかに着目し、監査を実施する。

(3) 例月出納検査

毎月例日を定めて保管する現金及び帳票等の計数を確認・照合し、関係諸表等の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかについて検査を実施する。

(4) 決算審査

平成28年度決算を対象として実施する。

決算書及び提出書類の全般にわたり、数値が適正かつ正確に執行されているか、合理的かつ能率的に行われているかを主眼に審査する。

(5) 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

3 実施時期

別紙年間計画のとおりとする。

年 間 計 画

区 分	定 期 監 査	出資団体監査	例月出納検査	決算審査・ 資金不足比率審査
4月	3日 実施通知			
5月	中旬 職員調査開始		30日	
6月	下旬 職員調査終了		末 日	1日 実施通知
7月	下旬 現地調査	定期監査と決算審査の現地調査は、同日開催		上旬 職員調査 下旬 現地調査 下旬 書面審査
8月			末 日	
9月	上旬 書面審査 下旬 公表		29日	下旬 意見書提出
10月		2日 実施通知	末 日	
11月		上旬 職員調査 下旬 書面審査	末 日	
12月		下旬 公表	27日	
1月			末 日	
2月			末 日	
3月			30日	

※ ゴシック体の部分について、職務にあたっていただく予定です。

また、この表以外に、職員辞令交付、神都監定期総会・研修会、関都監定期総会、協議会、全都監総会・研修会査等がございます。

(合計年間26回程度の職務回数(出張含む。)となる予定です。)